



■自動車の検査・登録手続きはお早めに！！

山形運輸支局

例年、年度末は自動車の検査や登録の手続きが集中し、窓口が大変混み合います。

自動車の継続検査(※車検)や、移転登録(名義変更)、抹消登録等の登録手続きは、お早めにお済ませください。

【山形運輸支局ホームページ】

https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/yy/yy-index.html

又は 山形運輸支局 検索



【ヘルプデスク(手続き案内)】

・山形運輸支局 TEL 050-5540-2013

・庄内自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2014

注:案内時間は、平日の8:30から17:15まで(自動音声は24時間ご利用になれます)

【山形運輸支局及び庄内自動車検査登録事務所 窓口受付時間】

土曜、日曜、祝日を除く

8:45~11:45、13:00~16:00

県総合交通安全センター、金曜日の免許関連窓口を休業へ 令和8年3月6日から試行開始

県警察本部

県総合交通安全センターは、業務の効率化と長期的な県民サービス向上を目的として、令和8年3月6日(金)から、金曜日のにおける一部窓口業務の休業を試行します。

更新時期が近い方へ行われます。更新期間が試行開始日にかかるとは、送付される更新連絡書(はがき)に金曜日休業の案内が記載されています。手続きの際は、曜日を確認のうえ、来所するようご注意ください。

お問い合わせ 山形県総合交通安全センター 電話023-655-2150

1 運転免許の更新 2 記載事項変更(住所氏名など) 3 保有状況変更(マイナ免許証への切替え)

山形県総合交通安全センター(運転免許) 運転免許更新等の金曜日窓口業務休業のお知らせ

令和8年 3月6日(金)から

◆対象となる業務

Table with columns: 受付業務, 月~木, 金, 日. Rows: 運転免許の更新, 記載事項変更, 保有状況変更

◆対象外の主な業務

Table with columns: 受付業務, 月~木, 金, 日. Rows: 自主返納, 新規・追加取得 再交付 国外運転免許証交付

※受付時間は、更新案内のはがき・県警ホームページにてご確認ください。 ※土曜・祝日・年末年始の休日は受付していません。

山形県総合交通安全センター 電話023-655-2150

山形県警察



令和8年度 「道路ふれあい月間」 推進標語募集中!

国土交通省

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等各種活動を特に推進してまいります。

中学生の部 一般の部 (高校生以上) 部門ごとに最優秀賞1作品 優秀賞2作品 応募方法 応募フォーム、電子メール又は郵送 ※1人2作品まで応募できます。

◆入選作品 入選作品は決定次第ご本人に直接通知するとともに、国土交通省HP等で発表し、道路ふれあい月間の推進に幅広く活用させていただきます。

◆表彰 国土交通省から賞状及び盾を贈呈いたします。 ◆応募方法など詳しくは国土交通省の専用ページでご確認ください。



令和8年3月19日(木)まで(当日必着) 3部門(小学生の部)



R8標語募集ページ



R7標語活用例

12月の県内新車新規登録・届出台数 ☆12月総合計で1.4%増(2ヶ月ぶり増加)

東北運輸局

山形県の12月における新車新規登録・届出台数は、総合計3,290台で前年同月比1.4%増と2ヶ月ぶりの増加となりました。

4ヶ月連続の増加、その他のバス、特種等も13.6%の増で3ヶ月連続の増加となりました。

Table showing 12月新車新規登録・届出台数 with columns for 7年12月, 前年同月, 増減, 率. Rows include 乗用車, 軽自動車, 小計, 合計.

注1) 乗用車・普通は3ナンバー、乗用車・小型は5ナンバー、貨物車は1又は4ナンバー、その他はバス、特種用途車等である。 注2) 軽自動車については、軽自動車検査協会調べの速報値

令和7年の県内新車新規登録・届出台数 ☆総合計47,097台、対前年比2年ぶりに増加

東北運輸局

山形県の令和7年における新車新規登録・届出台数は、別表のとおり総合計が47,097台(対前年比69.87%(1.5%)と2年ぶりの増加となりました)。

前年との比較では登録自動車の合計が0.1%の減少、乗用車全体でも0.4%の減少となっています。

Table showing 令和7年及び直近5年間の県内新車新規登録・届出台数 with columns for R3, R4, R5, R6, 令和7年. Rows include 乗用車, 軽自動車, 小計, 合計.

注 1) 乗用車・普通は3ナンバー、乗用車・小型は5ナンバー、貨物車は1又は4ナンバー、その他はバス、特種用途車である。 2) 軽自動車については、軽自動車検査協会調べの速報値